



あなたも 市民後見人にな りませんか？

写真は市民後見人養成研修を修了した
市民後見人の実際の活動風景です



成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方を保護・支援するために、法的な権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重しながら生活状況や身体状況等を考慮して、本人の生活や財産を守る制度です。市民後見人とは、家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことで、本人に代わって様々な契約や財産管理などを行い、本人の生活や財産を守る役割があります。

第3期 市民後見人養成研修説明会

令和元年

11 / 13 水・17 日

時間：午後 1 時 30 分～ 4 時 30 分
会場：東郷町民会館大会議室

手話・要約筆記
あります

定員各日 100 名
参加費無料

講師

住田 敦子 特定非営利活動法人 尾張東部成年後見センター センター長
厚生労働省成年後見制度利用促進専門家会議委員

内容

- 講演 「市民後見人の役割と意義」～本人に寄り添う支援とは～
- 講師と市民後見人によるパネルディスカッション (市民後見人の活動紹介)

対象

瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町在住または在勤で、
市民後見人として週 1 回程度の活動を継続的にできる方。
(市民後見人として活動していただく場合、様々な要件があります。詳細は説明会にて。)

裏面の申込書に
必要事項をご記入の上
郵送または FAX にて
お申し込みください
11/11 月 必着



◆お問合せ◆



特定非営利活動法人 尾張東部成年後見センター
TEL：0561-75-5008 FAX：0561-75-5088
ホームページ <http://owaritoubu-kouken.net>

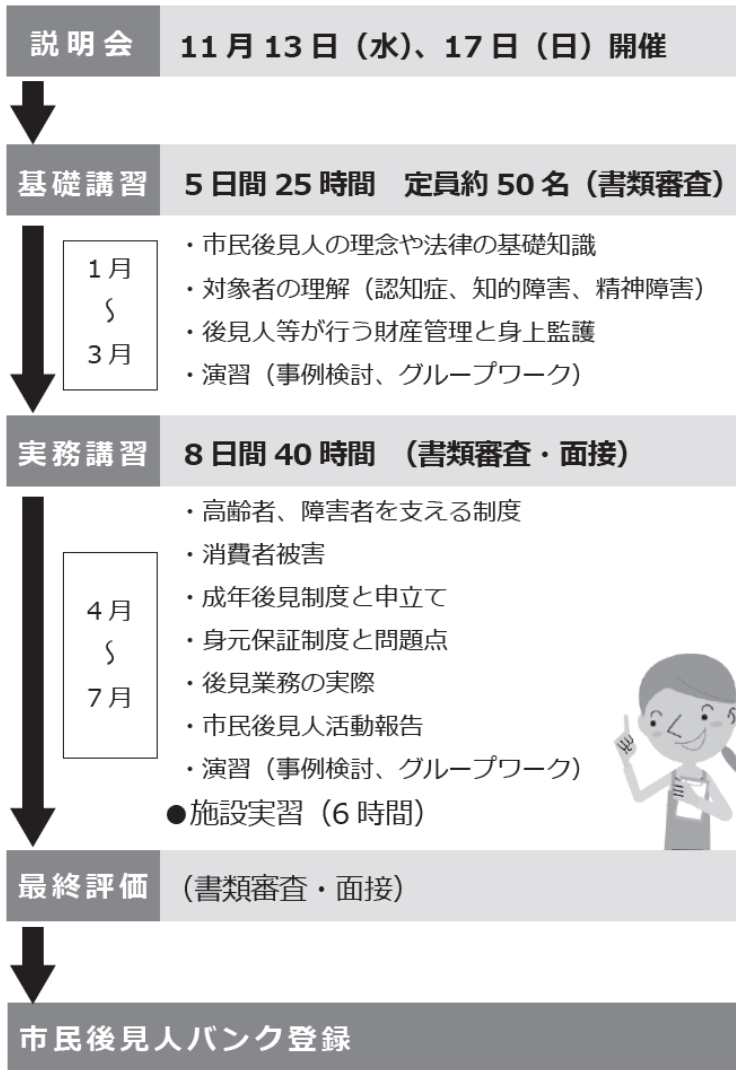
令和元年 10 月 1 日より

特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センターに
名称が変わります

尾張東部成年後見センターは瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町から委託を受けて運営しています。

市民後見人養成研修とバンク登録への流れ

※養成研修の受講には説明会への参加が必須となります。



説明会場

東郷町民会館大会議室
住所/愛知県東郷町大字春木字北反田14



【自家用車】無料駐車場多数あり

【公共交通機関】名鉄日進駅・赤池駅・豊田市駅・知立駅より名鉄バス乗車「和合」停車

または東郷町バスじゅんかい君乗車「東郷町役場前」または「東郷町総合体育館」または「いこまい館正面玄関前」下車
※バスの本数が少ないため、事前に時刻表をご確認ください。

- ・日程の詳細は説明会でお知らせします。
- ・日程、内容は変更する場合があります。
- ・基礎、実務講習は午前10時から午後4時までです。

第3期市民後見人養成研修説明会 参加申込書



郵送先

〒470-0136 日進市竹の山4丁目301番地 尾張東部成年後見センター

FAX

0561-75-5088【尾張東部成年後見センター宛】

11月11日(月)
必着

※お申し込み受付後、「受付票」や「受講票」等は送付しません。当日、直接会場にお越しください。定員を超えた場合のみご連絡します。

フリガナ		生年月日 (年齢)	昭和 平成	年	月	日
名前			(歳)	令和元年11月1日現在	
住所	〒					
電話		FAX				
希望日	11月	13日(水) / 17日(日)	※どちらかを選択してください。 両日希望の方は両方に○をつけてください。			
通信欄	※車いすをご使用の方、手話通訳を必要とする方などは、その旨ご記入ください。					

※ご記入いただいた個人情報は、市民後見人養成研修事業の運営・管理にのみ利用させていただきます。